

破綻金融機関の処理のために講じた
措置の内容等に関する報告

平成13年9月

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律
第5条の規定に基づき、この報告を国会に提出する。

目 次

はじめに	1
特別公的管理銀行	
1．日本長期信用銀行	
(1) 経緯	1
(2) 瑕疵担保条項に基づく債権買取の状況	2
2．日本債券信用銀行	
(1) 経緯	2
(2) 金銭の贈与及び損失の補てん額の変更	2
(3) 瑕疵担保条項に基づく債権買取の状況	3
被管理銀行	
1．幸福銀行	
(1) 経緯	3
(2) 本年1月6日以降に行われた諸措置	4
2．東京相和銀行	
(1) 経緯	5
(2) 本年1月6日以降に行われた諸措置	6

3．なみはや銀行

- (1) 経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (2) 本年1月6日以降に行われた諸措置・・・・・・・・・・ 8

4．新潟中央銀行

- (1) 経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (2) 本年1月6日以降に行われた諸措置・・・・・・・・・・ 10

被管理協同組織金融機関

- 1．管理を命ずる処分の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2．事業譲渡等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

預金保険法に基づく破綻金融機関の処理・・・・・・・・ 13

預金保険機構による主な資金援助等の実施状況及び 公的資金の使用状況

- 1．預金保険機構による主な資金援助等の実施状況
 - (1) 金銭の贈与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (2) 資産の買取り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (3) 特別公的管理銀行に対する金融再生法第62条に
基づく損失補てん・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - (4) 優先株式等の引受け等・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

2 . 公的資金の使用状況

- (1) 一般勘定 1 5
- (2) 特例業務勘定 1 6
- (3) 金融再生勘定 1 7
- (4) 金融機能早期健全化勘定 1 7

参考

公的資本増強に係る取組

- 1 . 公的資本増強に関する本年 1 月 5 日までの主要な取組 1 8
- 2 . 公的資本増強に関する本年 1 月 6 日以降の主要な取組 2 1
- 3 . 資本増強に対するフォローアップに係る行政上の
措置についての考え方の明確化 2 2

破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告

平成13年 9 月

はじめに

本報告は、政府が破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容その他金融機関の破綻の処理の状況について本年1月6日以降7月31日までの間を中心として取りまとめたものであり、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）第5条の規定に基づき、国会に提出するものである。

金融機関の破綻処理に関しては、これまでも適時・適切に所要の措置を講じることに努めてきたところであるが、今後とも、政府としては、我が国の金融システムの一層の安定化に向けて万全を期してまいり所存である。

特別公的管理銀行

1. 日本長期信用銀行

(1) 経緯

日本長期信用銀行（以下「長銀」という。）に対しては、平成10年10月23日に特別公的管理開始決定がなされ、預金保険機構がその株式を取得することとなった。その後、新経営陣の下、経営合理化計画の策定、特別公的管理開始決定が行われる状況に至った経緯等の調査報告、旧経営陣の責任追及、特別公的管理銀行の保有する資産として適当であるか否かの判定等が行われた。

そして、平成12年2月9日、米国のリップルウッド社が中心となって組成した投資コンソーシアムであるニュー・LTCB・パートナーズ（以下「パートナーズ社」という。）との間で長銀譲渡に係る最終契約書が締結され、当該最終契約書に基づき、同年3月1日、預金保険機構が保有する長銀の既存普通株式約24億株をパートナーズ社に対

して譲渡することにより、同行に係る特別公的管理は終了した。

(2) 瑕疵担保条項に基づく債権買取の状況

平成13年1月6日から7月31日までの間に、平成12年2月9日にパートナーズ社と預金保険機構等との間で締結された長銀譲渡に係る最終契約書に規定されている瑕疵担保条項に基づき、新生銀行から預金保険機構が引き取った案件は55社で、債権額2,659億円、支払額1,557億円となっている。

2. 日本債券信用銀行

(1) 経緯

日本債券信用銀行（以下「日債銀」という。）に対しては、平成10年12月13日に特別公的管理決定がなされ、預金保険機構がその株式を取得することとなった。その後、新経営陣の下、経営合理化計画の策定、特別公的管理開始決定が行われる状況に至った経緯等の調査報告、旧経営陣の責任追及、特別公的管理銀行の保有する資産として適当であるか否かの判定等が行われた。

そして、平成12年6月30日、ソフトバンク、オリックス及び東京海上火災を中心に構成される出資グループ（以下「ソフトバンク・グループ」という。）との間で日債銀譲渡に係る最終契約書が締結され、当該最終契約書に基づき、同年9月1日、預金保険機構が保有する日債銀の既存普通株式約25億株をソフトバンク・グループに対して譲渡することにより、同行に係る特別公的管理は終了した。

(2) 金銭の贈与及び損失の補てん額の変更

日債銀に対しては、平成12年8月31日、予備的基準日貸借対照表に基づき、金融再生法第72条に基づく3兆1,497億円の金銭の贈与に係る特例資金援助及び金融再生法第62条に基づく931億円の損失の補てんが行われていたが、平成13年2月7日、基準日貸借対照表の確定に伴い、あおぞら銀行（旧日債銀）より預金保険機構に対して、当該金

銭の贈与に係る特例資金援助及び損失の補てんの額の変更の申込みがなされ、同日、預金保険機構により金銭の贈与に係る特例資金援助額を3兆1,414億円に変更すること及び内閣総理大臣により損失の補てん額を951億円に変更することがそれぞれ承認された。

(注) 当該特例資金援助等の額の変更に係る資料については〔参考 - 1〕参照。

(3) 瑕疵担保条項に基づく債権買取の状況

平成13年1月6日から7月31日までの間に、平成12年6月30日にソフトバンク・グループと預金保険機構等との間で締結された日債銀譲渡に係る最終契約書に規定されている瑕疵担保条項に基づき、あおぞら銀行(旧日債銀)から預金保険機構が引き取った案件は16社で、債権額373億円、支払額212億円となっている。

被管理銀行

1. 幸福銀行

(1) 経緯

幸福銀行については、本年1月6日までの間、主として以下の措置が講じられた。

- ・ 管理を命ずる処分及び金融整理管財人の選任(平成11年5月22日)
〔参考 - 1 - 1〕、〔参考 - 1 - 2〕
- ・ 管理を命ずる処分及び金融整理管財人の選任の公告(平成11年5月26日)
- ・ 業務及び財産の管理に関する計画の承認等(平成11年8月5日)
- ・ 旧経営陣に対する刑事・民事責任の追及(平成11年9月14日、旧経営陣を告訴。他2件の告訴、告発。平成12年2月8日、旧経営陣に

対する民事訴訟を提起)

- ・基本合意書の締結(平成12年5月18日)
- ・管理の終了期限延長の承認(平成12年5月18日)
- ・営業譲渡契約書の締結(平成12年10月6日)[参考 - 1 - 3]

(2) 本年1月6日以降に行われた諸措置

金融再生法第13条に基づく報告書の補遺の提出

旧経営陣の責任追及に関しては、金融再生法第18条において、被管理金融機関の金融整理管財人に対し旧経営陣に対する民事上の責任追及義務が課されるとともに、告発義務が課されている。

幸福銀行においては、当該規定等を踏まえ、旧経営陣の職務上の義務違反に基づく民事提訴、犯罪に基づく刑事上の告発の必要性や妥当性を調査するために、金融整理管財人の直轄の組織として「内部調査事務局」が設置され、旧経営陣の責任追及に向けて鋭意調査・検討が進められた結果、旧経営陣に対する告訴や民事提訴が行われていた。

このような旧経営陣に対する責任追及に関する措置について、平成13年2月16日、金融再生法第13条に基づき平成11年8月5日に提出されていた管理を命ずる処分を受ける状況にいたった経緯等に関する報告書の補遺として取りまとめられた報告書が幸福銀行より提出された。

(注) 金融再生法第13条に基づく報告書及び上記補遺については、
[参考 - 1 - 4] 参照。

関西さわやか銀行への営業譲渡に伴う管理を命ずる処分の取消し

平成12年10月6日の営業譲渡契約書の締結を受けて、金融再生法及び預金保険法に基づく所要の措置が講じられた結果、平成13年2月26日、幸福銀行から米国のアジア・リカバリー・ファンドが中心となって組成した日本インベストメント・パートナーズの下に設立

された関西さわやか銀行への営業譲渡が行われた。これに伴い、同日、幸福銀行に係る管理を命ずる処分が取り消された。

また、管理を命ずる処分の取消しに伴う手続として、金融庁により、2月26日、金融再生法第69条に基づき、幸福銀行について管理を命ずる処分を取り消した旨が大阪地方裁判所に通知されるとともに、大阪法務局等にその登記が嘱託された。

(注) 幸福銀行に対する管理を命ずる処分の取消しに係る関連資料については、〔参考 - 1 - 5〕参照。

幸福銀行の営業譲渡に伴う資金援助

幸福銀行の関西さわやか銀行への営業譲渡に関し、平成13年2月13日に幸福銀行及び関西さわやか銀行より預金保険機構に対し預金保険法第59条第1項に基づく資金援助の申込みが行われ、内閣総理大臣（金融庁長官に法定委任）及び財務大臣の必要性の認定を経て、2月21日、預金保険機構により資金援助を行うことが決定された。当該決定に基づき、2月26日、預金保険機構から資金援助（金銭の贈与4,941億円、資産の買取り1,706億円）が行われた。

2. 東京相和銀行

(1) 経緯

東京相和銀行については、本年1月6日までの間、主として以下の措置が講じられた。

- ・ 管理を命ずる処分及び金融整理管財人の選任（平成11年6月12日）
〔参考 - 2 - 1〕、〔参考 - 2 - 2〕
- ・ 管理を命ずる処分及び金融整理管財人の選任の公告（平成11年6月17日）
- ・ 業務及び財産の管理に関する計画の承認等（平成11年9月3日）

- ・旧経営陣に対する刑事・民事責任の追及（平成12年5月10日、旧経営陣らを告発。平成12年12月5日、旧経営陣に対する民事訴訟を提起）
- ・管理の終了期限延長の承認（平成12年6月8日）
- ・基本合意書の締結（平成12年6月27日）
- ・基本合意の合意解約（平成12年11月30日）〔参考 - 2 - 3〕

(2) 本年1月6日以降に行われた諸措置

東京相和銀行の譲渡に係る営業譲渡契約書の締結

東京相和銀行の譲渡については、平成12年6月27日、同行とアジア・リカバリー・ファンドとの間で営業譲渡に係る基本合意書が締結されたが、11月30日、当該基本合意を両者の合意の上解消することとなった。

基本合意の解消に伴い、東京相和銀行の金融整理管財人において改めて譲渡先選定の作業が鋭意進められ、各譲渡先の提示条件等を比較・検討した結果、公的負担の極小化に資すること、善意かつ健全な債務者への与信の維持継続が図られること、新銀行の資本の調達が確実に見込まれること等から、米国に本拠を持つ大手投資ファンドであるローン・スターにより設立される新銀行が譲渡先として最も適当であるとして、平成13年1月25日、東京相和銀行とローン・スターとの間で営業譲渡契約書が署名・締結され、関連資料と併せて公表された。

(注) 東京相和銀行の営業譲渡契約書に係る関連資料については、
〔参考 - 2 - 4〕参照。

金融再生法第13条に基づく報告書の補遺の提出

東京相和銀行においては、金融再生法第18条の規定等を踏まえ、旧経営陣の職務上の義務違反に基づく民事提訴、犯罪に基づく刑事上の告訴の必要性や妥当性を調査するために、金融整理管財人の直

轄の組織として「内部調査事務局」が設置され、旧経営陣の責任追及に向けて鋭意調査・検討が進められた結果、旧経営陣に対する告訴や民事提訴が行われていた。

このような旧経営陣に対する責任追及に関する措置について、平成13年5月30日、金融再生法第13条に基づき平成11年9月3日に提出されていた管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等に関する報告書の補遺として取りまとめられた報告書が東京相和銀行より提出された。

(注)金融再生法第13条に基づく報告書及び上記補遺については、
〔参考 - 2 - 5〕参照。

東京スター銀行への営業譲渡に伴う管理を命ずる処分の取消し

平成13年1月25日の営業譲渡契約書の締結を受けて、金融再生法及び預金保険法に基づく所要の措置が講じられた結果、6月11日、東京相和銀行からローン・スターにより設立された東京スター銀行への営業譲渡が行われた。これに伴い、同日、東京相和銀行に係る管理を命ずる処分が取り消された。

また、管理を命ずる処分の取消しに伴う手続として、金融庁により、6月11日、金融再生法第69条に基づき、東京相和銀行について管理を命ずる処分を取り消した旨が東京地方裁判所に通知されるとともに、東京法務局等にその登記が嘱託された。

(注)東京相和銀行に対する管理を命ずる処分の取消しに係る関連資料については、〔参考 - 2 - 6〕参照。

東京相和銀行の営業譲渡に伴う資金援助

東京相和銀行の東京スター銀行への営業譲渡に関し、平成13年5月16日に東京相和銀行及び東京スター銀行より預金保険機構に対し預金保険法第59条第1項に基づく資金援助の申込みが行われ、内閣総理大臣(金融庁長官に法定委任)及び財務大臣の必要性の認定を経て、5月28日、預金保険機構により資金援助を行うことが決定された。当該決定に基づき、6月11日、預金保険機構から資金援助(金銭の贈与7,626億円、資産の買取り1,242億円)が行われた。

3. なみはや銀行

(1) 経緯

なみはや銀行については、本年1月6日までの間、主として以下の措置が講じられた。

- ・ 管理を命ずる処分及び金融整理管財人の選任（平成11年8月7日）
〔参考 - 3 - 1〕、〔参考 - 3 - 2〕
- ・ 管理を命ずる処分及び金融整理管財人の選任の公告（平成11年8月12日）
- ・ 業務及び財産の管理に関する計画の承認等（平成11年11月4日）
- ・ 基本合意書の締結（平成12年5月31日）
- ・ 営業譲渡契約書の締結（平成12年7月28日）〔参考 - 3 - 3〕
- ・ 管理の終了期限延長の承認（平成12年7月28日）
- ・ 旧経営陣に対する民事訴訟の提起（平成12年8月4日）

(2) 本年1月6日以降に行われた諸措置

金融再生法第13条に基づく報告書の補遺の提出

なみはや銀行においては、金融再生法第18条の規定等を踏まえ、旧経営陣等の職務上の義務違反に基づく民事提訴、犯罪に基づく刑事上の告発の必要性や妥当性を調査するため、金融整理管財人の直轄の組織として「内部調査事務局」が設置され、旧経営陣等の責任追及に向けて鋭意調査・検討が進められた結果、旧経営陣に対する民事提訴が行われていた。このような旧経営陣に対する責任追及に関する措置について、平成13年2月6日、金融再生法第13条に基づ

き平成11年11月4日に提出されていた管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等に関する報告書の補遺として取りまとめられた報告書がなみはや銀行より提出された。

(注)金融再生法第13条に基づく報告書及び上記補遺については、
〔参考 - 3 - 4〕参照。

大和銀行及び近畿大阪銀行への営業譲渡に伴う管理を命ずる処分の取消し

平成12年7月28日の営業譲渡契約書の締結を受けて、金融再生法及び預金保険法に基づく所要の措置が講じられた結果、平成13年2月13日、なみはや銀行から大和銀行及び近畿大阪銀行への営業譲渡が行われた。これに伴い、同日、なみはや銀行に係る管理を命ずる処分が取り消された。

また、管理を命ずる処分の取消しに伴う手続として、金融庁により、2月13日、金融再生法第69条に基づき、なみはや銀行について管理を命ずる処分を取り消した旨が大阪地方裁判所に通知されるとともに、大阪法務局等にその登記が嘱託された。

(注)なみはや銀行に対する管理を命ずる処分の取消しに係る関連資料については〔参考 - 3 - 5〕参照。

なみはや銀行の営業譲渡に伴う資金援助

なみはや銀行の大和銀行及び近畿大阪銀行への営業譲渡に関し、平成13年1月18日になみはや銀行並びに大和銀行及び近畿大阪銀行より預金保険機構に対し預金保険法第59条第1項に基づく資金援助の申込みが行われ、内閣総理大臣(金融庁長官に法定委任)及び財務大臣の必要性の認定を経て、2月1日、預金保険機構により資金援助を行うことが決定された。当該決定に基づき、2月13日、預金保険機構から資金援助(金銭の贈与6,526億円、資産の買取り1,905億円)が行われた。

4. 新潟中央銀行

(1) 経緯

新潟中央銀行については、本年1月6日までの間、主として以下の措置が講じられた。

- ・ 管理を命ずる処分及び金融整理管財人の選任（平成11年10月2日）
〔参考 - 4 - 1〕、〔参考 - 4 - 2〕
- ・ 管理を命ずる処分及び金融整理管財人の選任の公告（平成11年10月7日）
- ・ 業務及び財産の管理に関する計画の承認等（平成11年12月2日）
- ・ 管理の終了期限延長の承認（平成12年9月28日）
- ・ 基本合意書の締結（平成12年9月29日、大光銀行・第四銀行・八十二銀行・東日本銀行。10月31日、群馬銀行、東和銀行）
- ・ 営業譲渡契約書の締結（平成12年12月21日、大光銀行・第四銀行・八十二銀行・東日本銀行・群馬銀行。12月22日、東和銀行）
〔参考 - 4 - 3〕

(2) 本年1月6日以降に行われた諸措置

旧経営陣に対する責任追及の状況

新潟中央銀行においては、金融再生法第18条の規定等を踏まえ、旧経営陣等の職務上の義務違反に基づく民事提訴、犯罪に基づく刑事上の告発の必要性や妥当性を調査するために、金融整理管財人の直轄の組織として「内部調査事務局」が設置され、旧経営陣等の責任追及に向けて鋭意調査、検討が進められた。

その結果、平成13年2月7日、新潟中央銀行は、旧経営陣2名を商法違反（特別背任）の罪で、新潟地方検察庁及び新潟県警察に告訴した。同告訴をも受け、同日、新潟県警察は、旧経営陣4名を同容疑で逮捕し、2月28日、新潟地方検察庁はうち2名を同罪で起訴

した。

さらに、4月10日、新潟中央銀行は、旧経営陣2名を商法違反（特別背任）の罪で新潟地方検察庁及び新潟県警察に告訴した。同告訴をも受け、4月18日、新潟地方検察庁は、同2名を同罪で起訴した。

また、民事責任の追及に関しては、新潟中央銀行より3月13日、旧経営陣11名に対し総額21億円の損害賠償を求める2件の訴訟が新潟地方裁判所に提起された。

（注）新潟中央銀行の旧経営陣に対する責任追及に係る資料については〔参考 - 4 - 4〕参照。

金融再生法第13条に基づく報告書の補遺の提出

上記の旧経営陣に対する責任追及に関する措置について、平成13年4月27日、金融再生法第13条に基づき平成11年12月2日に提出されていた管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等に関する報告書の補遺として取りまとめられた報告書が新潟中央銀行より提出された。

（注）金融再生法第13条に基づく報告書及び上記補遺については、〔参考 - 4 - 5〕参照。

第四銀行、大光銀行、八十二銀行、東日本銀行、群馬銀行及び東和銀行への営業譲渡に伴う管理を命ずる処分の取消し

平成12年12月21日及び22日の営業譲渡契約書の締結を受けて、金融再生法及び預金保険法に基づく所要の措置が講じられた結果、平成13年5月9日に第四銀行、5月14日に大光銀行、八十二銀行、東日本銀行、群馬銀行及び東和銀行への営業譲渡が行われた。これに伴い、同14日、新潟中央銀行に係る管理を命ずる処分が取り消された。

また、管理を命ずる処分の取消しに伴う手続として、金融庁により、5月14日、金融再生法第69条に基づき、新潟中央銀行について管理を命ずる処分を取り消した旨が新潟地方裁判所に通知されるとともに、新潟地方法務局等にその登記が嘱託された。

（注）新潟中央銀行に対する管理を命ずる処分の取消しに係る関連

資料については〔参考 - 4 - 6〕参照。

新潟中央銀行の営業譲渡に伴う資金援助

新潟中央銀行の第四銀行、大光銀行、八十二銀行、東日本銀行、群馬銀行及び東和銀行への営業譲渡に関し、平成13年4月3日に新潟中央銀行並びに第四銀行、大光銀行、八十二銀行、東日本銀行、群馬銀行及び東和銀行より預金保険機構に対し預金保険法第59条第1項に基づく資金援助の申込みが行われ、内閣総理大臣（金融庁長官に法定委任）及び財務大臣の必要性の認定を経て、4月25日、預金保険機構により資金援助を行うことが決定された。当該決定に基づき、5月14日、預金保険機構から資金援助（金銭の贈与3,817億円、資産の買取り1,021億円）が行われた。

・被管理協同組織金融機関

1. 管理を命ずる処分の状況

金融再生法施行以降本年1月5日までの間に、1信用金庫、34信用組合が、金融再生法第8条第1項に基づく管理を命ずる処分を受けている。

本年1月6日以降、金融再生法又は改正預金保険法（本年4月1日施行）第74条第1項に基づく管理を命ずる処分が行われた協同組織金融機関は、以下の12信用組合である。

- ・茨城商銀信用組合（平成13年2月16日）
- ・神奈川県青果信用組合（平成13年3月16日）
- ・だいしん信用組合（平成13年4月6日）
- ・加賀信用組合（平成13年4月6日）
- ・信用組合京都商銀（平成13年4月20日）
- ・千葉県商工信用組合（平成13年5月11日）
- ・春江信用組合（平成13年5月25日）
- ・せいか信用組合（平成13年6月8日）
- ・東京中央信用組合（平成13年6月8日）
- ・東京信用組合（平成13年6月15日）

- ・旭川商工信用組合（平成13年6月22日）
 - ・小樽商工信用組合（平成13年7月6日）
- （注）カッコ内は管理を命ずる処分が行われた年月日。

2. 事業譲渡等の状況

(1) 被管理協同組織金融機関については、これまで、5信用組合について既に事業譲渡が行われ、管理を命ずる処分の取消しが行われていた。

本年1月6日以降では、3月19日に四国貯蓄信用組合が百十四銀行へ、3月26日に日南信用金庫が南郷信用金庫へ、4月23日に石川商銀信用組合が北陸商銀信用組合へ、5月14日に振興信用組合が大東京信用組合へ、5月28日に信用組合大阪商銀が京都シティ信用組合へ、7月9日に道央信用組合が空知商工信用組合へ、それぞれ事業譲渡を行い、同日、管理を命ずる処分の取消しが行われた。

(2) また、本年1月6日以降、譲渡先との間で基本合意書又は事業譲渡契約書が締結されたものとして、上記事業譲渡を完了した被管理金融機関以外では、不動信用組合については、金沢中央信用組合との間で2月23日に事業譲渡契約書が締結され（平成12年12月21日に基本合意書締結済）、瑞浪商工信用組合については、東濃信用金庫との間で2月9日に基本合意書、2月28日に事業譲渡契約書が締結され、長崎第一信用組合については、十八銀行及び長崎三菱信用組合との間で4月24日に基本合意書が締結され、信用組合三重商銀については、信用組合愛知商銀との間で7月26日に基本合意書が締結された。

（注）協同組織金融機関に対する管理を命ずる処分の概要等については
[参考] 参照。

・預金保険法に基づく破綻金融機関の処理

本年1月6日以降7月31日までの間における預金保険法単独適用案件については、岡山市民信用金庫のおかやま信用金庫への事業譲渡及びわかば信用金庫の東京都下9信用金庫への事業譲渡の2件であり、これらに係る資金援助の総額は、金銭贈与額で475億円、資産買取額で296億円である。

(注1) 資金援助の決定は、預金保険機構の運営委員会において行われる。

(注2) 預金保険法単独適用案件一覧については〔参考〕参照。

預金保険機構による主な資金援助等の実施状況及び公的資金の使用状況

1. 預金保険機構による主な資金援助等の実施状況

(1) 金銭の贈与

破綻金融機関の救済金融機関への営業譲渡等に際し、破綻金融機関の債務超過の補てん等のために預金保険機構から救済金融機関に交付される金銭の贈与に係る資金援助額は、報告対象期間中（本年1月6日から7月31日、以下同じ）で2兆6,876億円、これまでの累計で16兆805億円となっている。

このうちペイオフコストの範囲内の金銭の贈与に係る資金援助額は、報告対象期間中で1兆3,699億円、これまでの累計で5兆5,659億円、ペイオフコストを超える金銭の贈与に係る資金援助額は、報告対象期間中で1兆3,177億円、これまでの累計で10兆5,146億円である。

ペイオフコストの範囲内の金銭の贈与に係る資金援助は、預金保険機構の一般勘定で経理され、その財源は、金融機関からの一般保険料であり、ペイオフコストを超える金銭の贈与に係る資金援助は、預金保険機構の特例業務勘定で経理され、その財源は、金融機関からの特別保険料及び特例業務基金に交付された交付国債である。

(2) 資産の買取り

預金保険機構による破綻金融機関からの資産買取額は、報告対象期間中で7,549億円、これまでの累計で5兆4,215億円となっている。

破綻金融機関からの資産の買取資金は特例業務勘定で経理され、政府保証付借入等で調達した資金を買取りを委託した整理回収機構に対して貸付等を行っているものである。

預金保険機構による金融再生法第53条に基づく健全金融機関からの資産買取額は、報告対象期間中で64億円（買取債権簿価3,717億円）、これまでの累計で346億円（買取債権簿価 9,732億円）となっている。

健全金融機関からの資産の買取資金は、金融再生勘定で経理され、政府保証付借入等で調達した資金を買取りを委託した整理回収機構に貸付等を行っているものである。

(3) 特別公的管理銀行に対する金融再生法第62条に基づく損失補てん

特別公的管理銀行の業務の実施により生じた損失を補てんする金融再生法第62条に基づく損失補てん額は、累計で4,500億円であり、報告対象期間中に長銀・日債銀の基準日貸借対照表の確定による精算の結果、81億円増額された（他方、金銭贈与額は123億円減額された）。

(4) 優先株式等の引受け等

預金保険機構による金融機能の早期健全化のための緊急措置法（以下「金融機能早期健全化法」という。）に基づく優先株式等の引受け等の額は、報告対象期間中で1,040億円、これまでの累計で8兆4,933億円となっている。

金融機能早期健全化法による優先株式等の引受け等は、金融機能早期健全化勘定で経理されており、政府保証付借入等で調達した資金を優先株式等の引受け等を委託した整理回収機構に対して貸付等を行っているものである。

2. 公的資金の使用状況

(1) 一般勘定

勘定の性格

一般勘定は、ペイオフコストの範囲内の一般資金援助等の業務を

経理することとされている。

一般勘定においては、一般保険料（現在の保険料率は0.048%）を金融機関から徴収しているほか、不足資金については民間金融機関等からの借入れ等によって賄っているところである。

政府保証付借入の残高

一般勘定の借入金残高は、平成12年度末で2兆4,642億円（日本銀行から3,942億円、民間金融機関から2兆700億円）、平成13年7月31日現在で2兆9,312億円（全額民間金融機関）となっている。

(2) 特例業務勘定

勘定の性格

特例業務勘定は、ペイオフコストを超える特別資金援助や破綻金融機関の資産の買取りに係る整理回収機構への貸付等の業務を経理することとされている。

特例業務勘定においては、特別保険料（現在の保険料率は0.036%）を金融機関から徴収しているほか、不足資金については、民間金融機関等からの借入れ等で賄っている。また、特例業務勘定においては、ペイオフコストを超える特別資金援助の原資等に充当するために設けられた特例業務基金に13兆円の交付国債が交付されている。

政府保証付借入の残高

特例業務勘定の借入金残高は、平成12年度末で3兆4,915億円（全額民間金融機関）、平成13年7月31日現在で3兆7,276億円（全額民間金融機関）となっている。

交付国債の償還状況

特例業務勘定の特例業務基金に交付された13兆円の交付国債の償還額の累計は、平成12年度末で8兆4,166億円、平成13年7月31日

現在で 8 兆9,095億円となっている。

(3) 金融再生勘定

勘定の性格

金融再生勘定は、特別公的管理銀行に対する損失の補てん、金融機関等の資産の買取りを行う整理回収機構への貸付等の業務を經理することとされている。金融再生勘定においては、必要な資金を民間金融機関等からの借入れ等によって賄っている。

政府保証付借入の残高

金融再生勘定の借入金残高は、平成12年度末で 5 兆1,183億円（全額民間金融機関）、平成13年 7 月31日現在で 5 兆948億円（全額民間金融機関）となっている。

(4) 金融機能早期健全化勘定

勘定の性格

金融機能早期健全化勘定は、金融機能早期健全化法に基づく優先株式等の引受け等に係る整理回収機構への貸付等の業務を經理することとされている。金融機能早期健全化勘定においては、必要な資金を民間金融機関等からの借入れ等によって賄っている。

政府保証付借入の残高

金融機能早期健全化勘定の借入金等残高は、平成12年度末で8兆1,046億円（民間金融機関から 6 兆3,046億円、預金保険機構債券1兆8,000億円）、平成13年 7 月31日現在で 8 兆1,127億円（民間金融機関から 5 兆7,127億円、預金保険機構債券 2 兆4,000億円）となっている。

（注）預金保険機構の各勘定の政府保証及び借入金等の状況については〔参考〕参照。

公的資本増強に係る取組

1. 公的資本増強に関する本年1月5日までの主要な取組

(1) 大手15行及び地域金融機関等に対する資本増強

平成13年1月5日以前に公的資本増強の申請があり、承認されたものは以下はとおりである。

・平成11年3月12日承認分

平成11年3月4日、主要15行（日本興業銀行、第一勧業銀行、さくら銀行、富士銀行、住友銀行、大和銀行、三和銀行、東海銀行、あさひ銀行、横浜銀行、三井信託銀行、三菱信託銀行、住友信託銀行、東洋信託銀行、中央信託銀行）から総額7兆4,592億円に及ぶ公的資本増強の正式申請がなされ、3月12日、申請の承認が行われ、3月30日、払込が行われた。

・平成11年9月13日承認分

平成11年9月2日、地域金融機関4行（足利銀行、北陸銀行、琉球銀行、広島総合銀行）から総額2,600億円に及ぶ公的資本増強の正式申請がなされ、9月13日、申請の承認が行われ、9月29日及び11月29日、払込が行われた。

・平成11年12月9日承認分

平成11年12月2日、地域金融機関1行（熊本ファミリー銀行）から300億円の公的資本増強の正式申請がなされ、12月9日、申請の承認が行われ、2月29日、払込が行われた。

・平成12年3月14日承認分

平成12年3月3日、地域金融機関1行（北海道銀行）及び新生銀行（旧長銀）から総額2,850億円に及ぶ公的資本増強の正式申請がなされ、3月14日、申請の承認が行われ、3月31日、払込が行われた。

・平成12年9月12日承認分

平成12年9月5日、地域金融機関2行（千葉興業銀行、八千代銀行）から総額950億円の公的資本増強の正式申請がなされ、9月12日、申請の承認が行われ、9月29日、払込が行われた。

・平成12年9月14日承認分

平成12年9月5日、あおぞら銀行（旧日債銀）から2,600億円に及ぶ公的資本増強の正式申請がなされ、9月14日、申請の承認が行われ、10月3日、払込が行われた。

(2) 資本増強行の経営健全化計画に係るフォローアップ

早期健全化法第5条第4項においては、取得株式等の全部を処分し、またはその返済を受けるまでの間、経営健全化計画のフォローアップを行うこととなっている。

このため、金融再生委員会（現金融庁）は、公的資本増強を受けた各行から、各決算期ごとに経営健全化計画の履行状況報告を受け、ヒアリング等を行った上で、当該履行状況報告の概要を公表している。

これまで4回（平成11年3月期、9月期、平成12年3月期、9月期）履行状況報告を受け、平成11年7月2日、平成12年1月11日、7月21日、12月26日、にそれぞれ報告内容の公表を行った。

(3) 経営健全化計画の見直し

・平成12年7月21日公表分

第一勧業銀行、富士銀行及び日本興業銀行の3行については、3行統合により株式会社みずほホールディングスが設立されることに伴い、従来の3行個別の経営健全化計画の見直しが行われ、新しい経営健全化計画が平成12年7月21日に公表された（株式会社みずほホールディングスは平成12年9月29日設立）。

・平成12年12月26日公表分

さくら銀行、住友銀行については、合併により三井住友銀行が設立（平成13年4月1日設立）されることに伴い、また、三和銀行、東海銀行、東洋信託銀行については、3行統合により持株会社UFJホ

ールディングスが設立（平成13年4月2日設立）されることに伴い、それぞれの経営健全化計画の見直しが行われ、新しい経営健全化計画が平成12年12月26日に公表された。

（注）経営健全化計画は、原則として4カ年計画であり、2年経過後に見直すこととなっている。今年度は16行が見直し時期に当たり、履行状況報告と併せて、8月2日に公表。

上記公表資料については〔参考 - 1〕参照。

（4）資本増強に関する基本的考え方の公表

金融再生委員会（現金融庁）においては、次のとおり資本増強に関する基本的考え方を公表し、これらの基本的考え方に基づいて資本増強の審査等を行っている。

- ・ 優先株等の配当率等に関する基本方針について（平成10年12月17日公表）
- ・ 資本増強に当たっての償却・引当についての考え方（平成11年1月25日公表）
- ・ 申請金融機関に対する資本増強の基本的考え方及び審査結果について（平成11年3月12日）
- ・ 地域金融機関の資本増強についての基本的考え方（平成11年6月10日公表）
- ・ 転換権付優先株の転換権行使について（平成11年6月29日公表）
- ・ 早期健全化法により資本増強を受けた金融機関のフォローアップ（骨子）（平成11年6月29日公表）
- ・ 経営健全化計画の見直しについての基本的考え方（平成11年9月30日公表）
- ・ 資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置について

(平成11年9月30日)

- ・ 協同組織金融機関の資本増強についての基本的考え方(平成12年6月29日公表)

(注) 上記公表資料については〔参考 - 2〕参照。

2. 公的資本増強に関する本年1月6日以降の主要な取組

(1) 地域金融機関3行(東日本銀行、近畿大阪銀行、岐阜銀行)に対する資本増強

- ・ 東日本銀行、近畿大阪銀行及び岐阜銀行の3行について、「地域金融機関の資本増強についての基本的な考え方」に沿って資本増強の具体的な検討が行われた。
- ・ 東日本銀行及び近畿大阪銀行については平成13年3月8日に、岐阜銀行については3月22日に顧問会議において経営健全化計画に対する素案等に対する審査・検討及び代表者ヒアリングが行われた。
- ・ 検討の結果、東日本銀行及び近畿大阪銀行については、3月8日、岐阜銀行については3月22日に「資本増強を前提として、今後の必要な手続きを進めることとして差し支えない」旨の通知が行われた。
- ・ 平成13年3月9日には東日本銀行から、3月14日には近畿大阪銀行から、3月23日には岐阜銀行から正式な申請を受け、さらに検討を重ねた結果、3月13日には東日本銀行に対して200億円、3月22日には近畿大阪銀行に対して600億円、3月29日には岐阜銀行に対して120億円の公的資本増強の申請の承認が行われ、東日本銀行に対しては3月30日、近畿大阪銀行及び岐阜銀行に対しては4月25日に払込が行われた。

(注) 上記3行に対する公的資本増強に関する資料については〔参考 - 3〕参照。

(2) 関西さわやか銀行に対する資本増強

- ・ 関西さわやか銀行については、破綻した幸福銀行の営業を平成13年2月26日に譲り受け、早期健全化法に基づき健全な自己資本の状況にある旨の区分に該当する発行金融機関等として、株式引受の申請をすることとされた。その後、資本増強についての事前審査を経て、2月7日の顧問会議における経営健全化計画の素案等に対する審査・検討及び代表者ヒアリングを踏まえ、3月1日、同行に対して「資本増強を前提として今後の必要な手続を進めて差し支えない」旨の通知し、3月7日に同行から正式申請を受けた。

- ・ 正式申請を受け、さらに検討を重ねた結果、平成13年3月8日に120億円の公的資本増強に係る申請に対する承認が行われた。

(注) 関西さわやか銀行に対する公的資本増強に関する資料については〔参考 - 4〕参照。

3. 資本増強に対するフォローアップに係る行政上の措置についての考え方の明確化

- ・ 平成13年4月6日に策定された緊急経済対策において「不良債権の積極的な処理により、自己資本に対する業務純益の水準（ROE）または当期利益の実績が計画ベースの数値より3割以上低下した場合の考え方（いわゆる3割ルールの適用）について、不良債権のオフバランス化を促進させることの重要性を踏まえ、その明確化を図る」とされたことから、「資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置についての考え方の明確化について」を作成し、6月11日に公表した。

(注) 上記公表資料については〔参考 - 5〕参照。